

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人高垣憲臣上告趣意について。

刑訴第四〇三条に「原判決の刑より重き刑を言渡すことを得ず」と規定した趣旨は、判決主文の刑すなわち判決の結果を原判決の結果に比し被告人の不利益に変更することを禁ずるにある。それ故、判決主文において全体として被告人に不利益な結果を生すべき言渡をしない限り、単に原判決と異り被告人の不利益となるべき犯罪事実の認定をしても同条に違反するということはできない。本件においては、第一審で単純な賭博と認定せられた事実が、控訴審では常習賭博と認定せられ、この点では事実認定が不利益に変更されてはいるが、判決の結果たる主文の刑は、弁護人も認めているとおり軽減せられていることは明白である。論旨は、それ故に理由がない。

よつて刑訴第四四六条に則り主文の通り判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 橋本乾三関与

昭和二三年一一月一八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野	毅
裁判官	沢	田	竹治郎
裁判官	斎	藤	悠輔
裁判官	岩	松	三郎